

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第56条の2第2項
処分の概要	私立児童福祉施設に対する補助に係る指示
法令の定め	第56条の2第2項 前項の規定により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、厚生労働大臣、都道府県知事及び市町村長は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該児童福祉施設に対して、第46条及び第58条第1項に規定するもののほか、次に掲げる権限を有する。 一 その児童福祉施設の予算が、補助の効果をあげるために不適當であると認めるときは、その予算について必要な変更をすべき旨を指示すること。 二 その児童福祉施設の職員が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示すること。
処分基準	処分の原因となる事実については、個別の情状等に対し具体的な基準として画一的に定めることが困難なため、基準を設定していない。
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	○各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 ○保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係 児童相談係 自立支援係 (電話番号：011-231-4111 内線 25-767、25-773、25-777)
備考	(公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html</a> )